

# テーマ2

## 公共施設の再配置・管理運営を考えよう

### 第3回ワークショップ

2017. 9. 30 (土)

# テーマ2の検討内容

「テーマ2 公共施設の再配置・管理運営を考えよう」では、策定方針に定める  
シンボル事業2 スポーツ施設の管理運営の効率化 と  
シンボル事業3 老朽化した施設の統廃合・複合化 の具体化に向け、  
次の検討を行います。

## 第2回 公共施設の現状と課題

町には様々な公共施設があり、それぞれに課題があります。

まず、町の  
✓ 公共施設の現状  
を知っていただき、  
✓ 課題  
を話し合います。

## 第3回 公共施設の管理運営

町の公共施設は「予約しにくい」、「あまり利用されていない施設がある」など、サービス向上と管理運営の効率化が課題です。

町が課題解決策として検討している  
✓ 利用方法の統一化  
✓ 公民連携の導入  
✓ 受益者負担の適正化  
について考えます。

## 第4・5回 公共施設の再配置

町の公共施設は老朽化が進み、更新時期を迎えつつあります。  
しかし、町の厳しい財政状況と将来の人口減少が予測される中で、全ての施設を維持することは難しく、施設の統廃合・複合化が避けられません。

公共サービスの維持・向上を前提として、  
✓ 公共施設の将来像 と、  
✓ 施設の統廃合・複合化  
の進め方 を  
シミュレーションゲームを通じて考えます。

# 本日のプログラム

## <基調講演>

16:00～16:30

○公共施設の再編計画を考える

講師:東海大学教授 山崎 俊裕

16:30～16:45

○「湘南二宮町の建築・都市研究」

東海大学大学院学生による発表

## <ワークショップ>

16:45～16:55

第2回ワークショップのおさらい

16:55～17:25

利用方法の統一化

17:25～17:45

スポーツ施設の一体的な管理運営と  
公民連携

17:55～18:25

受益者負担の適正化

18:25～18:35

まとめ

18:35

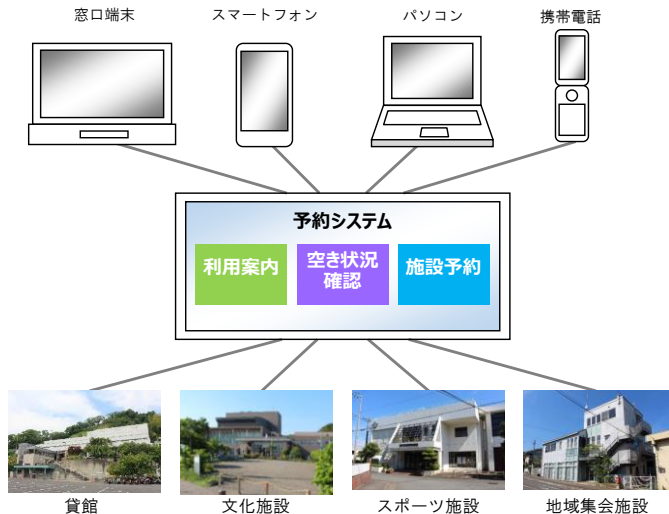
閉会

# 利用方法の統一化

- ・現在、町の公共施設は、予約や空き状況の確認を行う時、各々の施設に問い合わせなければなりません。また、利用時間や利用方法も施設ごとに決められていて、統一されていません。
- ・このため、町は、公共施設の利用方法の統一化と予約システムの導入を検討しています。

⇒利用方法の統一化への期待と課題、利用統一化の方向性を考えます。

## <予約システムのイメージ>



## <検討の視点>

**利用方法の統一化と  
予約システム導入への期待と課題**  
✓サービスの向上  
✓管理運営の効率化



**利用方法の統一化と  
予約システム導入への方向性**

# 利用方法の統一化

## ●二宮町の公共施設の利用方法

	町民センター	ラディアン	町立体育館	町民運動場	
開館時間	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～21:00	4～10月 6:00～21:00 11～3月 9:00～21:00	
休館日	年末年始	毎週月曜日、年末年始	毎週月曜日、年末年始	毎週月曜日、年末年始	
利用時間	9:00～12:00、12:00～17:00 17:00～22:00	9:00～12:00、13:00～17:00 18:00～22:00	9:00～21:00(1コマ2時間)	9:00～21:00(1コマ3時間) 夏期のみ6:00～21:00	
予約方法	受付窓口	町民センター 電話予約 ×	ラディアン事務所 電話予約 ○(仮予約※1)	体育館事務室 電話予約 ×	町民運動場管理棟 電話予約 ×
	受付時間	9:00～17:00 ・夜間利用がある日:利用終了 時間まで	9:00～17:00 ・電話予約 10:00～16:00	9:00～20:30	9:00～18:00
	申込期間	○町内利用者※2 ・使用日の2か月前の初日～ 5日前 ○町外利用者 ・使用日の2か月前の初日の 4日後～5日前 ・各月 予約開始日のみ 8:30～受付開始 9:00時点で重複予約分のみ 抽選。1日が土日祝日の場合 は、次の平日に受付	【ホール】 ○町内使用登録者※3 ・使用日の10か月前～ 1か月前 ○上記以外 ・使用日の9か月前～ 1か月前 【舞台・会議室など】 ・使用日の4か月前～7日前 (町内使用登録の有無に関わ らない)	【一般利用】利用日 【専用利用】 ・利用日の2か月前の1日～ 5日前 【大会利用】 ○受付場所 ・教育委員会生涯学習課 ○受付時間 8:30～17:15 ○申込期間 ・利用日の3か月前の1日～ 30日前まで ・日曜日は一般利用のみ	【一般利用】利用日 【専用利用】 ・利用日の2か月前の1日～ 5日前

※1 仮予約後、7日以内に窓口で使用申し込み要

※2 町内に住所を有する個人及び町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体

※3 町内使用登録対象:①町内に在住、在勤、または在学している方(個人)②町内に在住、在勤、または在学している方が過半数または10名以上の団体③町内にある事業所。

# 利用方法の統一化

## ● 中井町・大磯町の公共施設の予約方法

		中井町	大磯町																	
予約システム対象施設		中井中央公園(野球場・多目的広場) 境グリーンテクパーク 中井町境コミュニティセンター 中井町立井ノ口公民館 中井町農村環境改善センター	大磯運動公園(野球場・テニスコート・多目的広場) 小松製作所運動施設 小中学校のグラウンド・体育館																	
主な施設の予約方法	受付窓口	窓口とインターネット	インターネット ※大磯運動公園のみタッチパネル設置あり																	
	利用手続き	【(例)境グリーンテクパーク】※団体登録要	【(例)大磯運動公園】※団体登録要																	
		<table border="1"> <tr> <td>抽選申込</td> <td>利用月の2か月前の1日～20日 (抽選日:同月の21日)</td> <td>インターネット</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td>本予約</td> <td>利用月の2か月前の21日～月末日</td> <td>窓口</td> </tr> </table>	抽選申込	利用月の2か月前の1日～20日 (抽選日:同月の21日)	インターネット	↓			本予約	利用月の2か月前の21日～月末日	窓口	<table border="1"> <tr> <td>抽選申込</td> <td>利用日の2か月前の1日～末日 (抽選日:利用日の1か月前の1日)</td> <td>インターネット</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td>本予約</td> <td>利用日の1か月前の2日～11日</td> <td>インターネット</td> </tr> </table>	抽選申込	利用日の2か月前の1日～末日 (抽選日:利用日の1か月前の1日)	インターネット	↓			本予約	利用日の1か月前の2日～11日
抽選申込		利用月の2か月前の1日～20日 (抽選日:同月の21日)	インターネット																	
↓																				
本予約	利用月の2か月前の21日～月末日	窓口																		
抽選申込	利用日の2か月前の1日～末日 (抽選日:利用日の1か月前の1日)	インターネット																		
↓																				
本予約	利用日の1か月前の2日～11日	インターネット																		
<table border="1"> <tr> <td>自由申込</td> <td>利用月の1か月前の1日～利用日の5日前 ※仮予約後、10日以内に本予約手続要。</td> <td>窓口・インターネット</td> </tr> </table>	自由申込	利用月の1か月前の1日～利用日の5日前 ※仮予約後、10日以内に本予約手続要。	窓口・インターネット	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">自由申込</td> <td>利用日の1か月前の12日～</td> <td>窓口・インターネット</td> </tr> <tr> <td>利用日の6日前～</td> <td>窓口</td> </tr> <tr> <td>当日</td> <td>窓口・電話</td> </tr> </table>	自由申込	利用日の1か月前の12日～	窓口・インターネット	利用日の6日前～	窓口	当日	窓口・電話									
自由申込	利用月の1か月前の1日～利用日の5日前 ※仮予約後、10日以内に本予約手続要。	窓口・インターネット																		
自由申込	利用日の1か月前の12日～	窓口・インターネット																		
	利用日の6日前～	窓口																		
	当日	窓口・電話																		

# 利用方法の統一化

## ● 施設予約システム

### 【神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会施設予約システムの例】

- ・神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会は、神奈川県と県内市町村が共同で、施設予約のオンラインサービスを提供している。
- ・このサービスにより、神奈川県、伊勢原市、海老名市、大磯町、鎌倉市、座間市、寒川町、中井町、秦野市、葉山町、松田町、三浦市の公共施設の空き状況の確認と予約が可能である。

大磯町 e-kanagawa 施設予約システムメニュー

ご利用になるサービスを1つ選んでください。

1. 空き照会・抽選申込・予約申込
2. 予約申込の確認・取消
3. 抽選申込の確認・取消/当選の確認
4. 利用者情報の設定・変更
5. メッセージの確認
9. 終了

色・文字サイズ変更 終了 <<戻る 次へ>>

大磯町 e-kanagawa 空き照会・抽選申込・予約申込 施設検索

連絡	施設名称	施設	付帯設備
選択	大磯運動公園	案内	P P 車いす 赤ちゃん 赤ちゃん
	小松製作所運動施設	案内	
	大磯小学校	案内	AED
選択	国府小学校	案内	AED
	大磯中学校	案内	AED
	国府中学校	案内	AED

色・文字サイズ変更 メニューへ 戻る 次へ>>

大磯町は、体育施設と学校のグラウンドや体育館が予約システムの対象

大磯町 e-kanagawa 空き照会・抽選申込・予約申込 日時選択

表示形式: 横表示 カレンダー

表示開始日: 2017年 3月 14日

表示期間: 1日 1週間 2週間 1ヶ月

表示時間帯: 午前 午後 夜間 全日

色・文字サイズ変更 メニューへ <<戻る 次へ>>

# 利用方法の統一化

## ● 第2回ワークショップでの意見

### ○貸館全般

- 予約システムは、既存のサービス（GoogleForm等）を使えばすぐ導入出来るのではないか。

### ○町民センター

- 当日利用可としてほしい。
- 個人利用ではなく団体利用向けの予約方法で、今のニーズに合っていない。

### ○スポーツ施設全般

- 大会などの開催が多い。他の目的でも使いやすくしてほしい。

### ○地域集会施設全般

- 老人憩の家などはその地区に住んでいる人がいないと使えない。
- WEBで申し込めるようにしたらどうか？

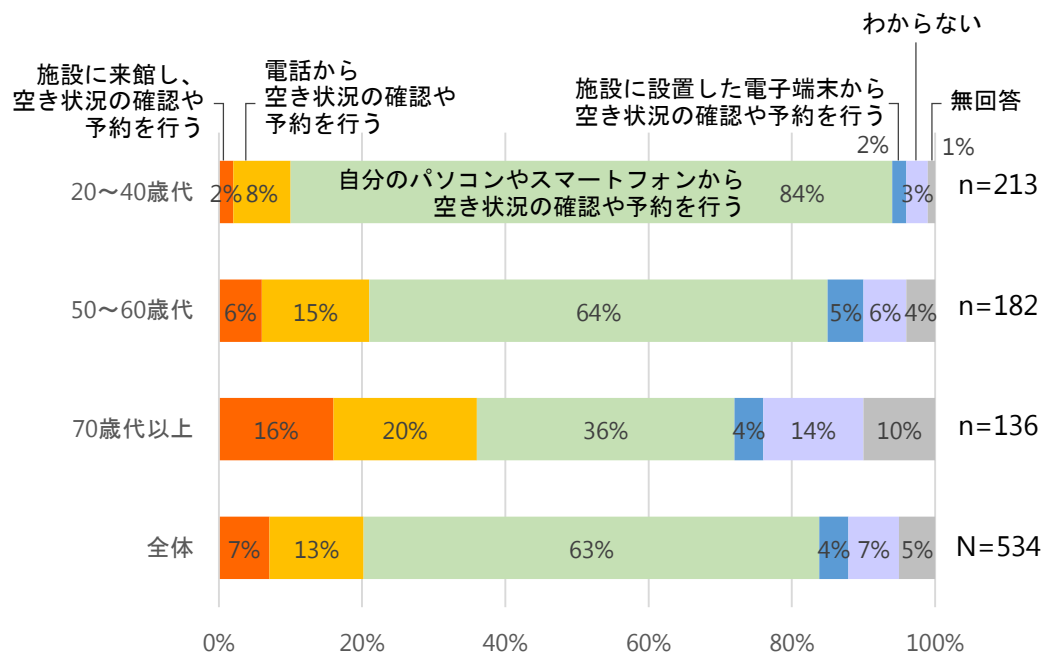


# 利用方法の統一化

## ● 町民アンケートの結果

問11 スポーツ施設や貸館などの空き状況の確認や予約において利用しやすい方法はどれか。

- ・全体では、「パソコンやスマートフォン」を使うという回答が多い。
- ・70歳代以降では、「来館や電話」といった回答も3割強占めている。
- ・従来の方法に加え、インターネットによる予約システムの導入を進めていくことが考えられる。



# 利用方法の統一化

	期 待	課 題
利用方法の統一化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書の様式を統一してほしい</li> <li>・受付開始日を統一してほしい</li> <li>・電話予約を可能にほしい</li> <li>・利用時間を統一してほしい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一律にできない施設もある</li> </ul>
予約システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用しやすくなり利用者が増加する</li> <li>・受付に配置する職員の負担を軽減できる。</li> <li>・全ての施設の予約や空き状況の確認ができるようになってほしい。</li> <li>・施設予約の抽選がwebでできると便利</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティが心配</li> <li>・システムのトラブルへの対応が心配</li> <li>・登録団体の定期利用を優先してほしい</li> <li>・すべての施設を対象にすることは困難</li> <li>・パソコンに不慣れな人にも不利にならないようにしてほしい</li> </ul>

# スポーツ施設の一体的な管理運営と公民連携

- ・町のスポーツ施設は、町が直接、施設ごとに管理運営を行っており、管理運営の効率化やサービスの向上が課題になっています。
- ・町は、これらの課題を解決するため、一体的な管理運営と、民間のノウハウを活かした管理運営（公民連携）の導入を検討しています。

⇒町のスポーツ施設に適した管理運営と公民連携のあり方について考えます。

## ＜スポーツ施設の一体的な管理運営のイメージ＞



一体的な管理運営

管理運営の効率化・管理運営費の縮減  
魅力的なサービスの提供

## ＜検討の視点＞

スポーツ施設の一体的な管理運営と  
公民連携への期待と課題




- ✓サービスの向上
- ✓管理運営の効率化

スポーツ施設の一体的な管理運営と  
公民連携の方向性

# スポーツ施設の一体的な管理運営と公民連携

## ● スポーツ施設の運営状況


※利用者数・利用団体数、収支は平成27年度の実績

		町立体育館	町民運動場	武道館
概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人と団体に貸出。</li> <li>・スポーツ教室等の開催はない。</li> <li>・会議室が低稼働率(3~14%)</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人と団体に貸出。</li> <li>・野球、サッカー、陸上等の多目的グラウンド。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体に貸出。</li> <li>・武道と軽スポーツの場。</li> <li>・日常管理は利用団体が実施。</li> </ul> 
休館日・休場日		毎週月曜日、年末年始	毎週月曜日、年末年始	年末年始
施設		体育室、トレーニングルーム、多目的室、会議室	多目的グラウンド	柔道場、剣道場
施設使用時間		9:00~21:00(1コマ2時間)	9:00~21:00(1コマ3時間) (夏期は6:00~21:00)	9:00~18:00(1コマ3時間) 18:00~21:00(1コマ4時間)
利用方法	一般利用	利用日に口頭で申込み		—
	専用利用	団体登録の上、利用日2か月前の1日より5日前までに利用申込書を提出		
	大会利用	利用日の3か月前の月の1日より利用日の30日前までに利用申請書、大会要項を提出	—	—
利用団体・利用者数		3,310団体 65,646人	719 団体 46,233 人	960 団体 15,440人
収支		収入:538万円 支出:1,005万円	収入:211万円 支出:1,162万円	収入:128万円 支出:99万円

# スポーツ施設の一体的な管理運営と公民連携

## ● スポーツ施設の運営状況

※利用者数・利用団体数、収支は平成27年度の実績

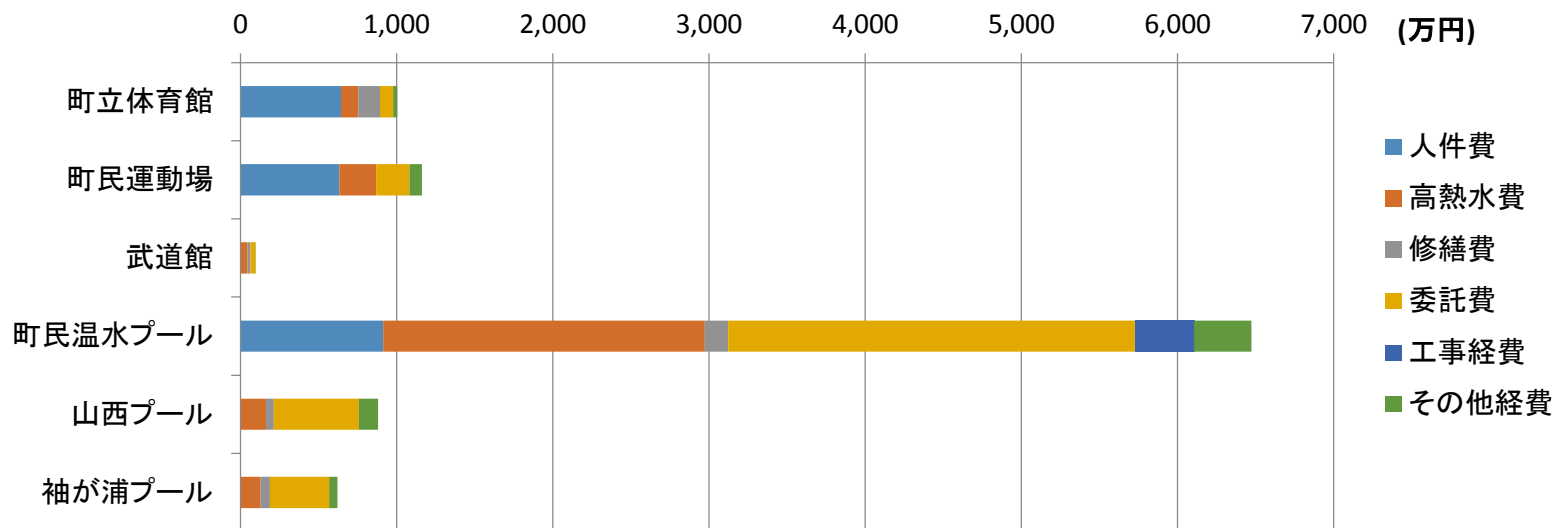
	町民温水プール	山西プール	袖が浦プール
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で珍しい、町営の温水プール</li> <li>・町内外を問わず利用されている。</li> <li>・学校の水泳授業や本格的な水泳教室も開催。</li> <li>・光熱水費と委託費の支出大。</li> </ul>  <p>大プール      水泳教室</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏期のみ開場。</li> <li>・50mプールがあり、大会使用可。</li> <li>・学校の水泳授業で利用されている。</li> </ul>  <p>50mプール      小プール</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度まで袖が浦海水浴場の更衣室としても利用されていた。</li> <li>・平成27年度まで町内外の観光客や学校の水泳授業で利用されていた。</li> <li>・平成28年度から休止中。</li> </ul>  <p>25mプール      小プール</p>
休館日・休場日	毎週月曜日、年末年始	7/1～8/31のみ開設	休止中
施設	大プール(25m)、小プール(幼児用)、ジャグジープール、多目的ルーム、トレーニングルーム	50mプール、小プール	25mプール、小プール
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般利用</li> <li>・学校の水泳授業※</li> <li>・学童による利用</li> <li>・教室(水泳教室、からだ改善教室、水中ウォーキング、水中アクアビクス等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般利用</li> <li>・学校の水泳授業</li> <li>・幼稚園、学童による利用</li> <li>・大会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般利用</li> <li>・学校の水泳授業</li> <li>・幼稚園、学童による利用</li> </ul>
利用者数	プール 61,752人 トレーニングルーム 5,463人	5,545人	3,576人
収支	収入:1,915万円 支出:6,474万円	収入:59万円 支出:880万円	収入:37万円 支出:622万円

※小学校3校、中学校1校が利用

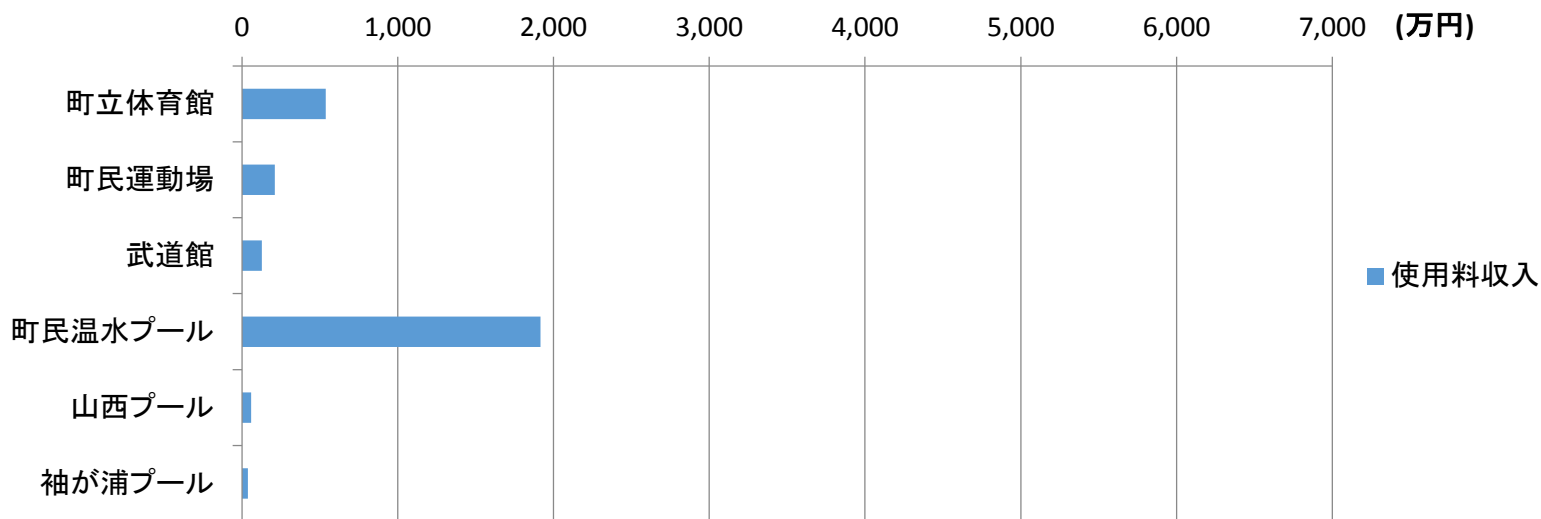
# スポーツ施設の一体的な管理運営と公民連携

## ● スポーツ施設の収支(平成27年度)

### 【支出】



### 【収入】



# スポーツ施設の一体的な管理運営と公民連携

## ● 第2回ワークショップでの意見

### ○スポーツ施設全般

- ・大会などの開催が多い。他の目的でも使いやすくしてほしい。

### ○町民運動場

- ・駐車場もあるので、イベントに開放してほしい。

### ○近隣自治体

- ・中井中央公園はスポーツしなくてもカフェでコーヒーが飲めて最高。特産品も知る事が出来る。

# スポーツ施設の一体的な管理運営と公民連携

## ● 指定管理者制度(地方自治法第244条の2第3項)

- ・利用者ニーズの多様化や住民サービスの向上を図ることを目的に平成15年に導入された。
- ・契約期間は、複数年契約(通常3年~5年)が一般的。
- ・業務は、自治体が定めた業務の範囲内の指定事業と、指定管理者の自己費用と責任で行う自主事業に分けられる。

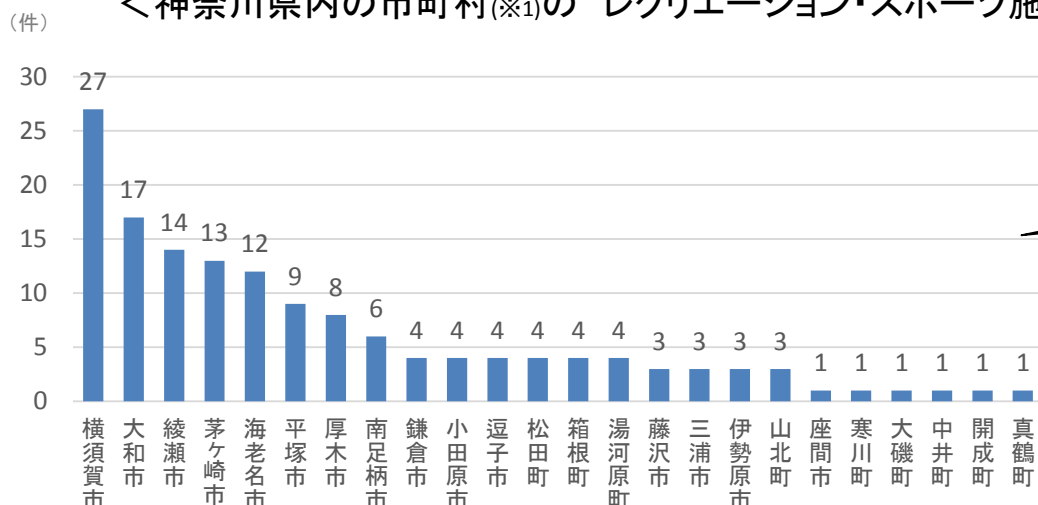
### 自治体のメリット

- ・民間のノウハウを活用し、サービスの向上や経費の節減等を図る。

### 参入事業者のメリット

- ・指定管理料などの安定的な収入や自主事業によって新たな事業展開ができる。

<神奈川県内の市町村(※1)の レクリエーション・スポーツ施設(※2)の指定管理者制度の導入状況>



神奈川県内の市町村(※1)の30の自治体のうち  
24の自治体は指定管理者を導入済

※1 政令指定都市(横浜市、川崎市、相模原市)を除く

※2 公園や温浴施設などを含む



# スポーツ施設の一体的な管理運営と公民連携

## ●スポーツ施設への指定管理者制度導入事例

### ＜複数のスポーツ施設の一括管理＞ 横須賀市公園水泳プール(8施設)

- 指定管理者: CSY・新生ビルテクノ共同事業体
- 契約期間 : 4年間  
(平成27年4月1日～平成31年3月31日)
- 自主事業 : カヌーなどの体験教室



(よこすか市営プール情報サイト)

### ＜単独の民間事業者による管理＞ 大磯運動公園

- 指定管理者: (株)ランナーズ・ウェルネス
- 契約期間 : 5年間  
(平成28年4月1日～平成33年3月31日)
- 自主事業 : テニススクール、太極拳教室、  
駅伝大会など



(大磯運動公園HP)

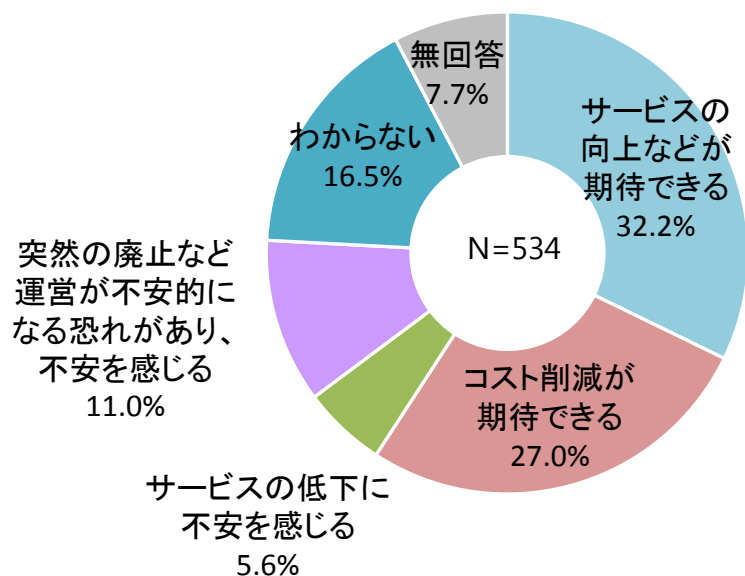


太極拳教室

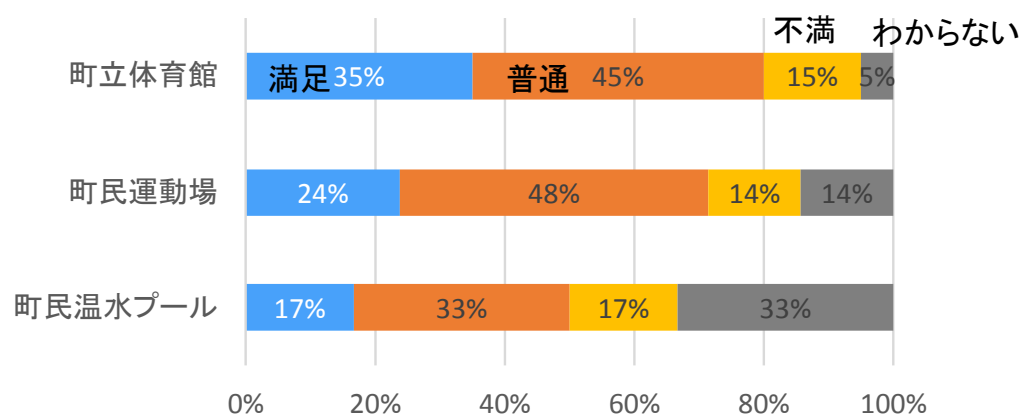
# スポーツ施設の一体的な管理運営と公民連携

## 町民アンケートの結果

問8 スポーツ施設の管理運営を民間事業者が行うことについてどう思うか。  
(1つ選択)



問16 (施設利用者、団体代表者への質問)  
利用している公共施設のサービスについて、どう思うか。(1つ選択)



# スポーツ施設の一体的な管理運営と公民連携

## ワーク

	期待	課題
スポーツ施設の一体的利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ施設全体として、サービス水準の向上が期待できる。</li> <li>・スクールやイベント、飲食物販等、民間ならではのサービスが期待できる</li> <li>・利用方法が統一され、誰でも使いやすくなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在利用している団体の活動場所の確保がしにくくないか</li> </ul>
公民連携の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営コストの削減が期待できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の支援が得られなければ参入は難しい</li> <li>・営利に偏り公平性が確保できなくなる</li> <li>・途中で投げ出さないか心配</li> <li>・町に不利な条件でなければ参入してくれないのではないか。</li> </ul>

# 受益者負担の適正化

- ・貸館やスポーツ施設、文化施設等の施設は、受益者負担の原則に基づき、利用者から施設使用料を徴収し、管理運営費の一部にあてています。

⇒施設使用料の現状と課題、公平な施設使用料のあり方について考えます。

## 受益者負担とは？

町が提供する行政サービスは、税金を基本的な財源としていますが、特定の人々がサービスを利用して利益を受ける場合には、受益の範囲内で応分の負担をすることを基本としています（受益者負担の原則）。

公共施設については、施設使用料の形で、施設の管理運営費の一部を負担していただいています。

## <検討の視点>

### 施設使用料の現状と課題

- ✓利用者の立場から
- ✓町(管理者)の立場から



みんなが納得できる  
公平な施設使用料とは？

公共施設再配置の基本方針(二宮町/平成 25 年 10 月策定)では、基本方針のひとつの「効率的・効果的な管理運営」において【受益者負担の推進】を位置付けています。

# 受益者負担の適正化

## ● 二宮町内の施設使用料の比較

町民体育館	町民運動場	武道館
<p>○専用利用(1コマ2時間あたり)</p> <p>体育室 全面 2,000円 半面 1,000円</p> <p>多目的室 600円 会議室 300円</p> <p>○一般利用(1回2時間以内)</p> <p>大人300円 こども100円</p>	<p>○専用利用(1コマ3時間あたり)</p> <p>平日 9:00～18:00 1,000円 18:00～21:00 2,000円</p> <p>休日 2,000円</p> <p>※別途、照明使用料あり</p> <p>○一般利用(1回)</p> <p>大人300円 こども100円</p>	<p>○専用利用</p> <p>9:00～18:00(1コマ3時間あたり) 全面1,800円 半面900円</p> <p>18:00～21:00(1コマ4時間あたり) 全面2,400円 半面1,200円</p> <p>※個人利用不可</p>

学校開放	ラディアン(町内利用者)	ラディアン(町外利用者)
<p>・体育館、運動場、武道場:無料</p> <p>・開放日/時間帯</p> <p>水曜日/17:00～21:00 土曜日/9:00～21:00 日曜日/9:00～17:00</p>	<p>(1コマ3～4時間あたり)</p> <p>・ホール(平日) 10,900～17,800円 ・マルチルーム 1,400～2,800円 ・和室 700～1,400円 ・ミーティングルーム1 1,200～2,400円</p>	<p>(1コマ3～4時間あたり)</p> <p>・ホール(平日) 13,080～21,360円 ・マルチルーム 1,680～3,360円 ・和室 840～1,680円 ・ミーティングルーム1 1,440～2,880円</p>

町民温水プール	山西プール	袖が浦プール
<p>プール 大人400円 こども200円 トレーニングルーム 大人300円</p>	<p>大人200円 こども100円</p>	<p>大人200円 こども100円 (H27時点)</p>

# 受益者負担の適正化

## ● 二宮町・大井町・秦野市の施設使用料の比較

		二宮町	大井町	秦野市			
体育館	専用利用	○町立体育館(1コマ2時間あたり) ・体育室(全面/片面) 2,000円/1,000円 ・多目的室 600円 ・会議室 300円	○総合体育館(1コマ2時間あたり) ・体育室(全面/片面) 3,600円/1,800円	○総合体育館(1コマ2時間あたり) ・メインアリーナ(全面/片面) 4200円/2200円 ・サブアリーナ 1400円/700円			
	一般利用	大人:300円 中学生以下:100円	高校生以上:200円 小学生・中学生:100円 ※バスケットボールコート、バレーボールコートの個人利用は不可	大人200円/2時間 子ども100円/2時間			
社会 教育施設	ホール	○ラディアン ・ホール(定員531人)	○生涯学習センター ・ホール(定員437人) 全曜日一律 ※町内在住者などには、減免措置 があります。	○秦野市文化会館(10/1~料金改定) ・小ホール(定員498人) 平日/休日 ※市内在住者は早期予約可。 市内外同額。			
		時間区分			平日/休日(平日町外/休日町外)		
		9:00~ 12:00			10,900円/12,100円 (13,080円/14,520円)	10,700円	8,000円/10,000円
		13:00~ 17:00			15,350円/17,150円 (18,420円/20,580円)	16,700円	14,000円/18,000円
		18:00~ 22:00			17,800円/20,200円 (21,360円/24,240円)	19,700円 ※終了は21:30	19,000円/23,000円
	全日	—	47,100円	41,000円/51,000円			
	会議室	・ミーティングルーム1(66.6㎡) 9:00~12:00 1,200円(1,440円) 13:00~17:00 1,800円(2,160円) 18:00~22:00 2,400円(2,880円)	・会議室第1~4(184㎡) 9:00~12:00 650円/部屋 13:00~17:00 850円/部屋 18:00~21:30 900円/部屋	・第1会議室(150.21㎡) 300円/30分			

# 受益者負担の適正化

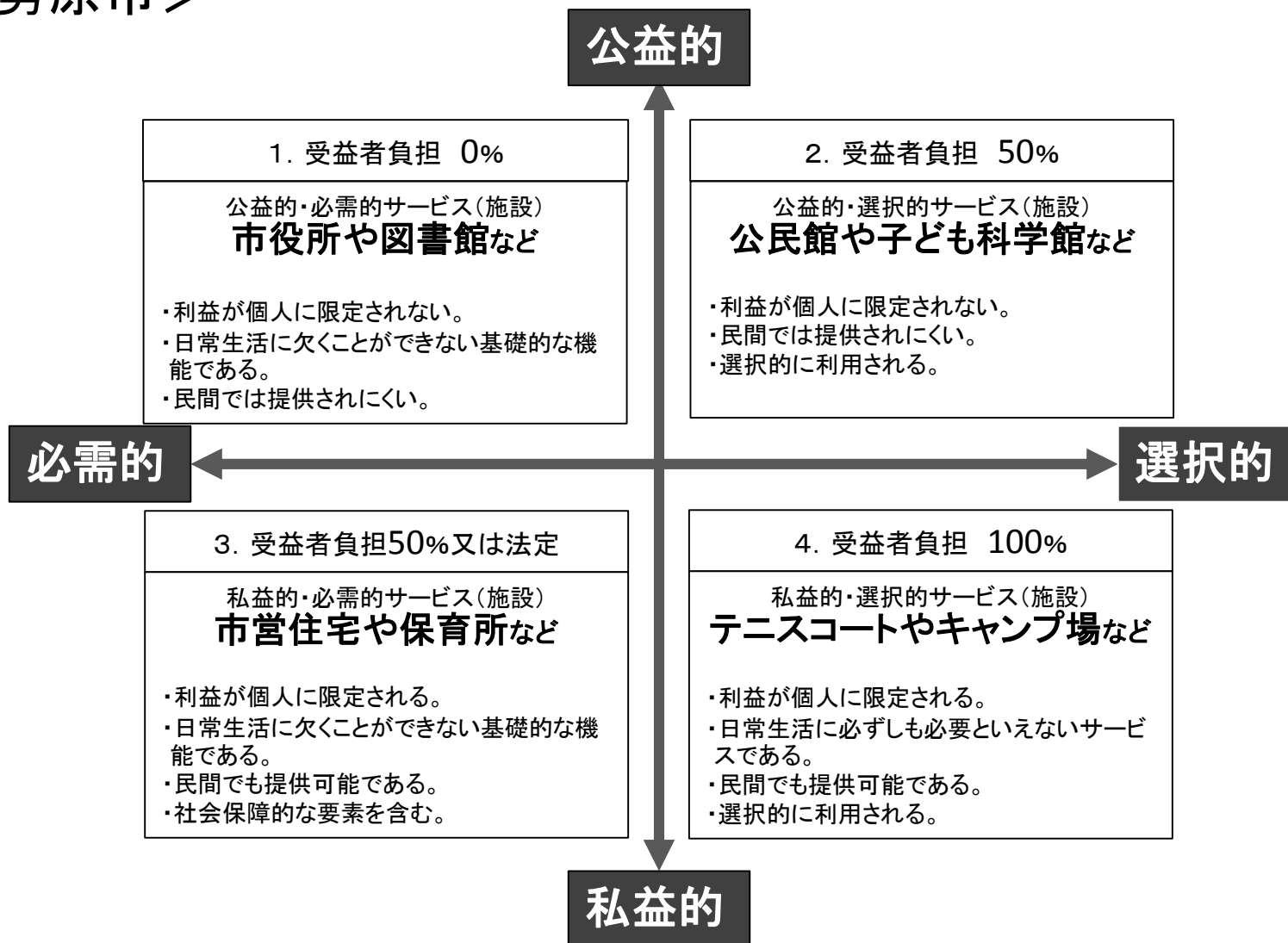
## ● 公共施設の受益者負担に関する基本方針

	相模原市	伊勢原市	箱根町
受益者負担の対象とする経費	<p>○維持管理費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費</li> <li>・光熱水費、消耗品費</li> <li>・清掃、警備、保守点検等の委託料</li> <li>・通信費</li> <li>・土地・建物の賃借料</li> <li>・備品の減価償却費相当分</li> <li>・その他費用</li> </ul>	<p>○管理運営に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費など</li> <li>・光熱水費</li> <li>・保守点検等の委託料</li> </ul>	<p>○施設運営経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費</li> <li>・光熱水費</li> <li>・維持補修費</li> <li>・管理運営に係る委託料など</li> </ul> <p>※大規模改修や高額備品購入費は、含まない</p>
受益者負担の割合	サービスの性質により負担する割合を決める。	設置目的や性質に合わせ、割合を区分する。	性質別に分類し、受益者負担の割合を設定する。
負担割合の判断基準	<p>①選択性 利用するかを主体的に選択するか。</p> <p>②採算性 経費を回収することができるか。</p> <p>③私益性 サービスの便益が利用者のみに及ぶか。</p> <p>④占有性 サービス利用の間他の利用者が利用できるか。</p> <p>⑤専用性 費用を負担しない者の利用を排除できるか。</p>	<p>①必需的⇔選択的 日常生活を営む上で、ほとんどの市民が必要とするか</p> <p>②公益的⇔私益的 民間では提供されにくい</p>	<p>①必需的⇔選択的 日常生活を送る上で公共関与の必要性が高いか</p> <p>②市場的⇔非市場的 民間において提供されるなど施設に市場の代替性があるか</p>
出典	受益者負担の在り方の基本方針 (策定年不明)	公共施設の受益者負担に関する基本方針 (H29.3)	受益者負担の適正化に関する基本方針 (H28.12)

# 受益者負担の適正化

## ● 公共施設の受益者負担に関する基本方針 負担割合の判断基準

＜伊勢原市＞





# 受益者負担の適正化

## ● 主な施設の利用者一人当り(利用団体1団体当り)の収入と支出

		町立体育館		町民運動場		武道館		町民温水プール		山西プール	
		金額 (万円)	1団体当り (円)	金額 (万円)	1団体当り (円)	金額 (万円)	1人当り (円)	金額 (万円)	1人当り (円)	金額 (万円)	1人当り (円)
収入	使用料収入	538	<b>1,625</b>	211	<b>2,935</b>	128	<b>1,335</b>	1,915	<b>285</b>	59	<b>106</b>
支出	合計	1,005	<b>3,035</b>	1,162	<b>16,156</b>	99	<b>1,026</b>	6,474	<b>963</b>	880	<b>1,587</b>
	人件費	644	1,944	632	8,789	0	0	914	136	0	0
	光熱水費	111	335	236	3,284	44	456	2,059	306	165	297
	修繕費	138	418	0	0	20	204	149	22	48	86
	委託費	84	253	214	2,972	32	329	2,605	387	545	983
	工事経費	0	0	0	0	0	0	379	56	0	0
	その他経費	28	85	80	1,111	4	36	368	55	122	221
利用団体数・利用者数		3,310団体		719団体		960団体		67,215人		5,545人	

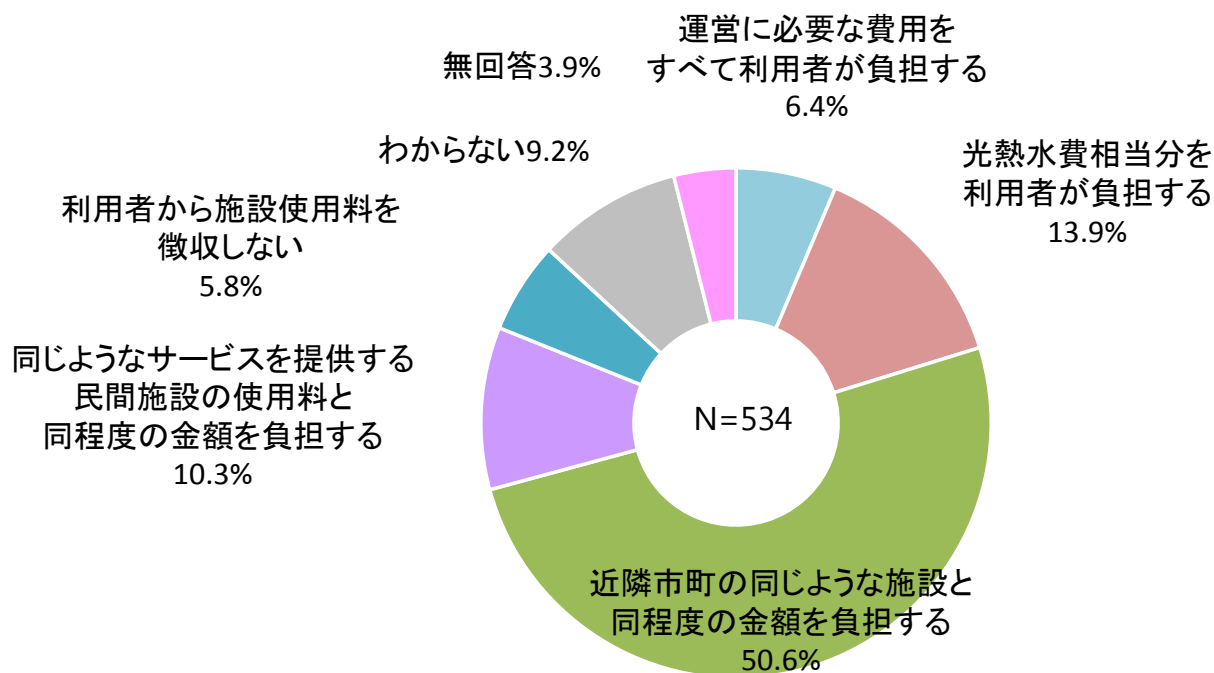
		袖が浦プール		町民センター		ラディアン	
		金額 (万円)	1人当り (円)	金額 (万円)	1団体当り (円)	金額 (万円)	1団体当り (円)
収入	使用料収入	37	<b>104</b>	289	<b>1,102</b>	1,669	<b>2,486</b>
支出	合計	622	<b>1,738</b>	1,281	<b>4,890</b>	5,265	<b>7,841</b>
	人件費	0	0	319	1,217	428	638
	光熱水費	129	362	323	1,232	1,726	2,571
	修繕費	59	164	62	237	419	624
	委託費	379	1,060	486	1,855	2,087	3,108
	工事経費	0	0	0	0	187	279
	その他経費	54	152	92	349	417	621
利用団体数・利用者数		3,576人		2,620団体		6,714団体	

※平成27年度の実績から作成しました。  
 ※実際の使用料は利用する部屋や利用形態、年齢によって異なりますが、ここでは考慮していません。  
 ※町立体育館・町民運動場は一般利用者数は考慮していません。  
 ※町民温水プールの利用者数は、温水プールとトレーニングルームの合計です。

# 受益者負担の適正化

## ● 町民アンケートの結果

問10 公共施設の利用者が負担する費用※は、どれくらいが適当だと思いますか。



※公共施設は、施設運営に必要な費用を施設使用料と税金でまかっています。  
しかし、施設運営に必要な費用は、受益者(施設の利用者)の負担が原則です。

# 受益者負担の適正化

## ワーク

施設使用料の課題	施設使用料が値上げされたら	みんなが納得できる使用料金
<ul style="list-style-type: none"><li>施設を利用していないのになぜ私が納税したお金が使われているの？</li><li>公共施設は、貧しい人でも利用できるよう料金は低くすべき</li><li>施設を使う人がコストを負担すべき。</li><li>料金が高いと誰も利用しなくなる。</li><li>財政が厳しい中、利用者には、相応の利用料金を負担してほしい</li><li>施設の管理運営には大きなコストがかかっていることを知ってほしい</li></ul>		<ul style="list-style-type: none"><li>みんなが納得できる計算方法を公表する</li><li>所得に応じて、料金を設定する</li><li>施設を利用しやすくし、みんなが利用できるようにする</li><li>ランニングコストを明らかにし、利用料がどのくらいに相当するか分かるようにする</li><li>近隣の市町村と同程度であれば、納得できる</li><li>民間施設よりは低く抑える</li><li>施設の性格に応じて、利用料金を設定する (生活に不可欠、生活を豊かにする、健康増進→医療費の削減が可能)</li></ul>